

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 (国17)(法人税:義)
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m³以上</p> <p>平成11年度 2年延長</p> <p>平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m³以上→200m³以上</p> <p>平成14年度 償却率1.2割増→1割増</p> <p>平成15年度 2年延長</p> <p>平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m³以上→100m³以上</p> <p>平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m³→300m³以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m²以上を追加</p> <p>平成19年度 2年延長</p> <p>平成21年度 2年延長</p> <p>平成23年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m²以上→5,000m²以上</p>
6	適用又は延長期間	平成27年3月31日までの2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。</p> <p>一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準(生起確率1/5以下)にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量100mmに相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。</p> <p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進める</p>

		<p>など、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消に寄与するものである。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画（素案） 1－3人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 （1）大規模水害の未然の防止等</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>（内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定））</p> <p>【政策】 9. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ＜大規模水害の未然の防止等＞ 人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大規模水害の未然の防止等 ＜水害対策に関する指標＞ 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸（H23年度末）→約5.3万戸（H26年度末）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留浸透利用施設の設置が促進されることで、流域からの雨水の流出を緩和・削減し、流域内の治水安全度の向上に寄与している。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>H10：3件、H11：23件、H12：142件、H13：257件、H14：211件、H15：562件、H16：285件、H17：367件、H18：287件、H19：427件、H20：275件、H21：417件、H22：290件、H23：355件、H24：360件、H25：367件、H26：376件</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象としているものであり、適用されうる対象から見て想定外に僅少ではなく、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】 H20年度以前については（社）雨水貯留浸透技術協会が、H21年度以降に</p>

		<p>については国土交通省水管理・国土保全局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査結果から、水管理・国土保全局において推計。 (推計方法は別紙に記載)</p>
② 減収額		<p>H10年度：0.4百万円、H11年度：3百万円、H12年度：19百万円、H13年度：35百万円、H14年度：28百万円、H15年度：76百万円、H16年度：38百万円、H17年度：49百万円、H18年度：62百万円、H19年度：73百万円、H20年度：46百万円、H21年度：83百万円、H22年度：49百万円、H23年度：97百万円、H24年度：81百万円、H25年度：89百万円、H26年度：96百万円</p> <p>【積算根拠】 上記積算根拠に同じ。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 平成19年度 525万戸 → 平成23年度 390万戸 本税制により、民間による雨水貯留浸透利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等による被害の軽減」等の達成に向けて、中枢・拠点機能を持つ地域内の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策による達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。 本件税制により雨水貯留浸透利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、中枢・拠点機能を持つ地域内の治水安全度を向上させるものである。 社会資本整備重点計画において、中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、平成24年度までに約235万戸にする目標を掲げているところ、平成23年度時点の実績は約390万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。 平成25年度からは社会資本整備重点計画の見直しにより、新たな目標として、過去10ヶ年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図ることとしている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成26年度) 例えば新川(愛知県)を例にとると、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が1.1倍のペースで進んでおり、税制による民間設置の雨水貯留浸透利用施設の整備が促進されている。 本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることによって対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～平成23年度）</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約20,000m³程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業費により整備する場合、例えば名古屋市にある楠調節池（貯留量12,500m³）の整備では施工期間4年、建設費約17億円（用地費含まず）を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本件税制では、税込の減額は約0.9億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共（国・地方公共団体）が雨水貯留浸透利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留浸透利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられているが、一定規模以下の宅地開発等による流出増に対して公共による対策だけでは不足する部分については、民間の対策が求められ、本件税制により雨水貯留浸透施設の設置の推進を図る必要がある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成 21 年度に下記の政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>（１）政策レビュー結果（評価書）名 「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」 （平成 22 年 3 月国土交通省）」</p> <p>（２）政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 （上智大学法科大学院院長） 城戸 由能 （京都大学防災研究所准教授） 小池 俊雄 （東京大学大学院工学系研究科教授） 重川 希志依 （富士常葉大学大学院環境防災研究科教授） 清水 義彦 （群馬大学大学院工学研究科教授）</p> <p>（３）具体的提言等 評価書 31 頁 11～14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31 頁 32～36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価 平成 22 年 9 月

適用件数・減収額の推計
【雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税】

1. 適用件数の推計

- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数推計のために、任意のアンケート調査を実施
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用建築物件数から、全国の建築物件数（建築物の用途別分類ごと）に税制適用件数を按分
建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（ただし鉄筋系建築物のみ） × アンケートでの優遇措置対象建築物 ÷ アンケートでの建築物件数 × 黒字法人率 × 税制の制度利用率

※建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築統計年報」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室作成）を利用。
なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）に限られるという推定の下で計算している。

※黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。H22 は 27.2%（欠損法人割合 72.8%）となっているが、H23 はまだ数字が公表されていないため、H20～H22 の黒字法人率の平均値を用いた。

※税制の制度利用率：

従前と同様に 50% と仮定。

2. H25～H26 年度の適用件数・減収額の推計＜貯留施設＞

- ①直近 6 年間（H18～H23）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それに基づいて H25～H26 の適用件数を推計。

$$\text{近似式 } y=0.8571x-1416.6$$

$$\rightarrow \text{適用件数 } H25=308 \text{ 件、} H26=310 \text{ 件}$$

- ②貯留施設にかかる減収額

$$= \text{制度適用件数} \times \text{1 件あたり貯留施設整備費用} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$

$$H25 = 308 \text{ 件} \times 5,406 \text{ 万円} \times 0.0083 \times 0.255 = \text{約 } 3,524 \text{ 万円}$$

$$H26 = 310 \text{ 件} \times 5,406 \text{ 万円} \times 0.0083 \times 0.255 = \text{約 } 3,547 \text{ 万円}$$

※貯留施設の 1 件あたり整備費用

過去のアンケート結果から本件税制適用対象である建築物 1 件当たりの雨水貯留浸透施設整備費用を算出。1 件あたり 5,406 万円を設定。

※割増償却率 $0.083 \times 10\% = 0.0083$ （耐用年数 30 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）

別表第一「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、棧橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）三〇年」に該当。

※法人税率 25.5 %

3. H25～26年度の適用件数・減収額の推計<浸透施設>

①直近4年間（H20～H21）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それにより適用件数を推計。

$$y=7.9x-15844$$

→ 適用件数 H25=59件、H26=66件

②浸透施設にかかる減収額

=制度適用件数×1件当たり浸透施設整備費用×割増償却率×法人税率

$$H25 = 59 \text{ 件} \times 14,293 \text{ 万円/件} \times 0.0250 \times 0.255 = \text{約 } 5,376 \text{ 万円}$$

$$H26 = 66 \text{ 件} \times 14,293 \text{ 万円/件} \times 0.0250 \times 0.255 = \text{約 } 6,014 \text{ 万円}$$

※1件当たり浸透性舗装整備費用

過去のアンケート結果から優遇措置対象物件1件当たりの浸透性舗装整備費用を算出。

1件あたり14,293万円を設定。

※割増償却率 $0.250 \times 10\% = 0.0250$ （耐用年数10年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）一〇年」に該当。

※法人税率 25.5 %

4. 適用件数及び減収額 まとめ

H25年度

（貯留施設） 適用件数 308件 減収額 3,524万円

（浸透施設） 適用件数 59件 減収額 5,376万円

計 適用件数 367件 減収額 8,900万円

H26年度

（貯留施設） 適用件数 310件 減収額 3,547万円

（浸透施設） 適用件数 66件 減収額 6,014万円

計 適用件数 376件 減収額 9,561万円